

明石市立高丘中学校部活動方針

1 趣 旨

高丘中学校では、適正な部活動の運営に向けて、「明石市中学校部活動の指針」（令和元年9月：明石市教育委員会）、高丘中学校クラブ振興会会則、明石市立高丘中学校部活規約（平成23年4月1日）に則り、部活動の方針を以下のように策定します。

2 活動時間について

- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
- ・週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととする。
- ・学校閉庁日、夏季は8月11日～15日、冬季は12月29日～1月3日を部活オフ期間とする。
- ・中間考査3日前、期末考査5日前から終了日前日は、活動停止とする。ただし、市中体連の各競技から示された大会やコンクールの1週間前に限り、保護者の同意があれば、放課後1時間程度の活動を認める。
- ・原則として指導者不在時は活動を認めない。

3 年間完全下校時刻について

- ・4月1日～9月秋分の日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18：30
- ・9月秋分の日翌日～市総体新人大会まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18：00
- ・市総体新人大会後～10月末まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17：45
- ・11月～2月14日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17：30
- ・2月15日～2月末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17：45
- ・3月・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18：00

※土・日・祝日及び長期休業中の活動時間は、原則8：30～16：30とする。

4 休養日について

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（長期休業中も学期中に準じる）
- ・平日は、原則として毎週水曜日を「ノー部活デー」とする。
- ・週休日等は、原則として第2・4日曜日を「ノー部活デー」とし、第1・3・5週の週休日等は、土曜日または日曜日をクラブ単位で「ノー部活デー」に設定する。
- ・週休日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。（原則月曜日など活動した次の日に）また、週休日は従来休養日であるため、活動する場合は事前に学校長の許可と保護者の同意が必要であり、明石市教育委員会へ変更届を提出する。

5 朝練習について

- ・朝練習については、原則行わない。ただし、学校行事・安全面等で放課後に活動時間や活動場所が確保できない場合や大会前に限り、顧問会議でルールを定め、30分程度は認める。その場合は、放課後の練習時間を1時間30分程度以内とする。なお、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可、保護者の同意を得ておく。

6 土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

- ・朝7時の段階で明石市に「暴風」「大雨」「洪水」の警報発表されたときは、午前の活動は中止とする。
- ・午前10時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。
- ・午前10時現在、警報発表中の場合、部活動は中止とする。
- ・学校で部活動中に警報が発令された場合、速やかに下校をさせる。

7 学校単位で参加する大会等について

- ・学校単位で参加する大会やコンクール、合宿等は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないこととし、学校長の許可のもと実施する。

8 指導の充実について

- ・体罰、暴言・暴力、セクハラを根絶する。
- ・顧問は、年度当初に活動方針及び年間計画等を生徒・保護者に知らせ、学校長に提出する。また、月間練習日程・計画表を前月末に作成し、生徒・保護者に知らせ、学校長に提出する。
これにより、生徒・保護者・学校が活動内容を把握し、生徒がより安心・安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、検証する。学校長は、活動内容を把握・確認し、指導、是正を行う。
- ・個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を図る。
- ・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症対策やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）を徹底する。
- ・活動場所における施設・設備の点検や活動場所における環境整備、練習用具の安全点検等を十分に行い、事故を未然に防ぐ。
- ・生徒の体力や技能レベル、部活動の特性を踏まえ、科学的・合理的な内容、指導方法を取り入れ、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。
- ・顧問のみならず、専門的な知識を有する（外部人材）を活用することにより、充実した部活動の実施を目指す。
- ・原則として月に一回、顧問会議を開催する。

9 土・日・祝日・長期休業中の戸締まり、防犯について

- ・土・日・祝日・長期休業中の部活動において、学校施設を解錠する場合、その部活動の顧問が責任を持って解錠及び施錠し、防犯に努める。

附 則

- ・この活動方針は、令和元年10月1日より施行する。